

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

志津川都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～災害に強く安らぎと賑わいのあるまちづくり～

平成29年4月

宮 城 県

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

序	広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向	1
1	都市計画の目標	2
	(1) 基本的事項	2
	(2) 将来像及び都市づくりの基本方針	3
2	区域区分の決定の有無	3
3	主要な都市計画の決定の方針	4
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
	(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
	(5) 防災に関する都市計画の決定の方針	8
□	志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図	9

序 広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本方向

(1) まちづくりに求められている課題

本県の北東部に位置する広域気仙沼・本吉圏（以下、「本圏域」という。）は、気仙沼市及び南三陸町から構成され、各々の行政区域の一部に気仙沼都市計画区域及び志津川都市計画区域が指定されている。本圏域は、南三陸のリアス式海岸が連なる変化に富んだ地形により天然の良港を数多く有し、世界三大漁場の一つである三陸沖漁場を間近に控え、古くから水産業を基幹産業として発展してきたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波や大規模な火災（以下、「東日本大震災」という。）により、壊滅的な被害を受けた。

現在、本圏域では、東日本大震災からの復旧・復興として、防潮堤・河川堤防の整備、市街地の嵩上げ盛土、居住地の高台移転や産業の集積などにより「災害に強いまちづくり」と地域産業の再生が進められている。また、本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の早期整備により、岩手県南部地域、広域石巻圏、広域登米圏などの他圏域との連携強化や交流人口の拡大などが期待されている。

さらに、三陸復興国立公園、県立自然公園気仙沼などの豊かな自然環境、自然風景の再生・維持などが求められる。

このような認識のもと、本圏域では、以下の4つをまちづくりの基本方向とし、これらに基づきながら本圏域の整備、開発及び保全を推進する。

○ 復旧・復興事業による災害に強いまちづくり

復旧・復興事業において、防潮堤や河川堤防の整備などによる津波対策を推進するとともに、市街地の嵩上げ盛土や居住地の高台移転などにより災害に強いまちづくりを進めていく。

○ 水産業をはじめとする地域産業の再生

本圏域を特徴づける水産業や水産関連産業の再生を図るとともに、海辺景観や水産資源などの豊かな地域資源を活用した観光の振興と活性化を図る。

○ 本圏域の骨格を形成する道路ネットワークの早期整備による他圏域との連携強化

本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の早期整備により、岩手県南部地域、広域石巻圏、広域登米圏などの他圏域との連携を強化し、交流人口の拡大を図る。

○ 豊かな自然環境、自然風景の再生・維持

交流の拠点となる都市公園や住民の日常生活を支える道路などの基盤整備を進めるとともに、三陸復興国立公園や県立自然公園気仙沼などの豊かな自然環境、自然風景を再生・維持し、未来へ継承していく。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね20年後の平成47年を目標年次とし、志津川都市計画区域(以下、「本区域」という。)における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね10年後の平成37年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とし、南三陸町の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲及び規模は、次のとおりである。

□ 都市計画区域の範囲及び規模

名 称	市 町 名	範 囲	規 模	備 考 (行政区域)
志津川都市計画区域	南三陸町	行政区域の一部	900 ha	16,340 ha

資料：平成27年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□ おおむねの人口

区 分	基 準 年	平成47年
都市計画区域内人口	4.9千人	おおむね 3.6千人

注) 1.基準年は平成27年値（国勢調査、都市計画基礎調査）

2.都市計画区域内人口は百人未満を四捨五入

(2) 将来像及び都市づくりの基本方針

本区域は、東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた。このため、被災した住民の生活と水産業をはじめとする産業の再建を図るため、防潮堤、河川堤防の整備などによる津波対策を推進するとともに、低地にあった居住地を高台に移転し、その移転元地に産業の集積を図ることにより、災害に強い新しいまちづくりを進めていく。

また、災害時の緊急輸送や地域産業の流通及び人的交流を支えていくため、三陸縦貫自動車道や国道45号、国道398号などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備を進めていくとともに、少子高齢化の進展に伴う移動手段を確保するため、BRT（バス高速輸送システム）や乗合バスなどの公共交通ネットワークの維持・充実に努めていく。

あわせて、本区域の豊かな自然環境、自然風景を再生・維持し、未来へ継承していく必要がある。

これらを踏まえるとともに、本圏域におけるまちづくりの基本方向に基づきながら、以下に示す将来像と基本方針により、まちづくりを推進していく。

□ 将来像及び都市づくりの基本方針

《 将来像 》 災害に強く安らぎと賑わいのあるまちづくり

《 都市づくりの基本方針 》

- ・居住地の高台移転などによる災害に強いまちづくり
- ・水産業を中心とする地域産業の再生
- ・本区域の骨格を形成する道路ネットワークの整備と公共交通ネットワークの維持・充実
- ・豊かな自然環境、自然風景の再生・維持

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の事由から区域区分を定めないものとする。

- ・都市規模が小さく、かつ、人口も減少するものと予測され、今後、無秩序に市街地が拡大するおそれが低いと見込まれること。
- ・区域内において、関連する法令などにより、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

沿岸部などの災害危険区域の指定がなされた区域は、住宅の立地を制限し高台移転による新しいまちづくりに取り組むとともに、移転元地では水産業をはじめとする地域産業の集積を図る。なお、このような市街地については、用途地域や地区計画などにより土地利用を誘導していく。

一方、市街地の周辺においては、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。

2) 主要用途の配置の方針

ア) 商業地

国道45号及び国道398号が交差する新たな志津川駅（BRT）周辺は、港町らしい賑わいと魅力ある商業機能の集積を図る。また、高台の新しい市街地は、住民の日常生活を支える小売店舗やサービス業などの配置に努める。

イ) 工業地及び流通業務地

志津川漁港の背後地区は、水産業の再生に必要な市場や水産加工施設等を配置する。また、国道45号沿道は工業地・流通業務地を集積し、地域産業の再生と新たな企業の誘致を図る。

ウ) 住宅地

沿岸部などの災害危険区域の指定がなされた区域では原則住宅等の立地を制限し、居住地を津波に対して安全な高台に移転するとともに、既存の高台の住宅と一体となって良好な居住環境の形成を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を整備し、総合的な交通ネットワークを形成するとともに、少子高齢化の進展に対応するよう、BRTを基軸とした公共交通ネットワークの形成を目指す。

2) 主要な施設の配置の方針

主要な施設として、本区域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道45号、国道398号と、これらに接続する都市計画道路汐見田尻畑線、都市計画道路十日町大森線を位置付ける。

また、新たな公共交通ネットワークの基軸となる主要な施設として、BRTの主要駅の駅前広場を位置付け、必要な整備を進める。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業

区分	名称	整備区間等	事業主体
主要な道路	三陸縦貫自動車道	南三陸海岸 I. C. ～気仙沼市境 (※都市計画区域外で整備予定)	国土交通省
〃	国道45号 [(都)水尻橋新井田線]	歌津、志津川	〃
〃	国道398号 [(都)五日町御前下線]	志津川	宮城県
〃	(一) 志津川登米線 [(都)汐見田尻畑線]	志津川	〃
〃	(一) 清水浜志津川港線 [(都)十日町大森線]	志津川	〃

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

被災した沿岸部の居住地を高台に移転するとともに、移転元地において被災市街地復興土地区画整理事業により産業の再生と集積を進め、災害に強く安心して暮らせる市街地の形成を図る。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な市街地開発事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な市街地開発事業

地区名称	整備手法	整備目的	事業主体
志津川地区	被災市街地復興 土地区画整理事業	商業地・工業地	南三陸町

(参考)

□ おおむね 10 年以内実施することを予定する主要な防災集団移転促進事業

地区名称	整備手法	整備目的	事業主体
志津川地区 (志津川東団地)	防災集団移転促進事業	住宅地	南三陸町
志津川地区 (志津川中央団地)	〃	〃	〃

※都市計画区域内における事業のうち、概ね 10ha 以上の事業を記載している。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域の骨格を形成し優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸などの保全を図るとともに、復興事業などにより公園・緑地の整備を進め、自然と共生する賑わいのあるまちづくりを目指す。

2) 主要な自然的環境の配置の方針

ア) 環境保全系統

三陸復興国立公園をのぞみ、本区域全体に広がる山地・丘陵地及び八幡川、新井田川、水尻川などの主要河川の保全を図る。また、日常生活に身近な自然的環境である公園・緑地の維持・再生を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

イ) レクリエーション系統

既存の都市公園のほか、復興事業などにより整備される公園・緑地の維持・利用を図る。

ウ) 防災系統

災害時の一時的な避難場所となる防災機能を兼ね備えた震災復興祈念公園の整備を進める。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全するとともに、工業地の周辺に緩衝緑地を確保する。

エ) 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ山地、丘陵地の山林や市街地内の街路樹などを整備・保全する。また、郷土景観を構成する海辺などの緑地を再生・保全する。

3) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	事業主体
総合公園	南三陸町震災復興祈念公園	南三陸町
近隣公園	松原公園	〃

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

東日本大震災を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興が図られるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保を行うことにより、災害に強く安全な都市構造への転換を図るとともに、地震・津波に対する被害の実状と教訓の伝承や、近年多発する豪雨、土砂災害等に対する迅速な避難情報発令などを図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

志津川東地区、中央地区を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置付け、津波が発生した場合でも、その機能の維持が可能となるよう整備を進めていく。

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

名 称	事業主体
南三陸町志津川東地区津波復興拠点整備事業	南三陸町
南三陸町志津川中央地区津波復興拠点整備事業	〃

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

東日本大震災では、広域的な幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたことから、三陸縦貫自動車道や国道45号、国道398号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な避難情報発令や避難誘導などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図

